

新型コロナウイルス感染症に関する小児弱視等の 治療用眼鏡等に係る療養費の臨時的な取扱いについて

標記の件、新型コロナウイルス感染防止の観点から以下のような取扱いが可能である事を周知する様、厚生労働省から展開されておりますので、組合員の皆様にご連絡いたします。

小児弱視等の治療用眼鏡等による治療を行う場合の療養費の支給対象は、通知により9歳未満の小児とされているが、令和2年2月25日から令和2年4月末までに9歳となる者が保険医の診察及び検査並びに治療用眼鏡の作成指示を令和2年4月末までに受けた場合は、通知による支給対象年齢にかかわらず、療養費の支給対象とすることは差し支えない。

